

# 福島損害賠償の費用負担拡大をめぐる公的議論の分析

——新電力への負担拡大はどのように決定されたか——

京都光華女子大学短期大学部 定松 淳

## 1 目的

原子力政策においては、今日なお「オープンな議論」を行わない政策決定がまかり通ることが少なくないと見られている。2016年後半にも、非公開の「東京電力改革・1F問題委員会」を通じて、福島事故損害賠償の負担がいわゆる新電力へも拡大することが決定されたとの報道がなされた。これは、東電（および原発事業者）が賠償費用を負担するという、福島事故後に選択された原則から逸脱するものである。“原子カムラ”（ここでは原発立地地域ではなく官産学の複合体）の閉鎖性を批判することはたやすいが、彼ら自身は正当な政策決定過程を踏んだ意思決定であり、決して独裁のように物事を進めているわけではないと主張する。本報告では、福島事故損害賠償の負担の新電力への拡大が決定された過程の公的議論（マスコミ報道と委員会での議論）を分析し、特に後者について正当性があったと言えるかを検討する。

## 2 方法

データとして業界紙である『電気新聞』に注目した。業界紙である以上、電力業界に関わる規制等の情報は、一般全国紙よりも詳細に報道されると考えられた。またそこには産セクターの意向が表明されていると考えられる。まず、そこでの報道を一般全国紙での報道と比較し、いわゆる全国紙を通じた公的議論における情報の欠落を明らかにすることとした。そのうえで、『電気新聞』紙上で報道された内容を政府委員会等の一次資料で確認し、政府委員会内での公的議論のあり方についても分析した。その際には『電気新聞』紙上での報道を文脈情報として資料解釈に役立てた。

## 3 結果

『電気新聞』紙上では、一般全国紙上よりもはるかに多くの情報が報道されていた。例えば『朝日新聞』ではこの間の議論について主に「東電改革・1F問題委員会」に注目して報道がなれていたのに対し、『電気新聞』での報道においては新電力の負担はむしろ資源エネ庁「電力市場改革貫徹のための小委員会」の「財務会計ワーキンググループ」（議事録は公開）において議論されている様子が示され、またその後自民党政務調査会で承認されていたことも報道されていた。内容的にも、新電力への負担拡大を批判する世論が、一部委員の尽力もあり、委員会内部での議論に持ち込まれていたことが確認できた。一方、「東電改革・1F問題委員会」は経産省（の一部）が主導する業界再編を目指すものであり、産セクター側からの異論も多く示されていた。結果として供託料金（送電線の利用料）を通じての賠償費用負担の拡大（新電力も含む）という政策は変わらなかったけれども、世論の圧力を受けて、①廃炉費用への供託料金利用は撤回されたし、②供託料金を利用しての賠償費用徴収は2.4兆円までと上限が明記された、また③その費用は送電業者の経営努力によって捻出するものとし新電力に負担をかけないこととされた。

## 4 結論

筆者自身は新電力の電気料金への賠償費用負担拡大には反対である。それでも「財務会計ワーキンググループ」は、官セクター・産セクター・民セクターの意向の調整が図られる場として機能していたことは認められる（もちろんそれは、民セクターからのいわば“外部からの入力”があつてのことであることは見逃せない）。官セクターの目から見れば、そこでは一定の形式的な正当性と実質的な合理性が担保されているという意識があるであろう。一方、この種の政策過程に対するコミュニケーション論的批判は、公開性という形式合理性の観点からの批判であるように見えつつも、実質的には政策内容の変更を迫るものとして官セクターの目には映っているであろうことが推察される。